

防府市国民健康保険医療等事故調査会要綱

平成20年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市国民健康保険医療等事故調査会（以下「調査会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防府市が社団法人防府医師会との別記契約等に基づき実施する業務に関連して発生した事故の適正、かつ円満な処理に資するため、調査会を設置する。

(職務)

第3条 調査会は、別記契約等に基づく業務により発生した事故について、市長の諮問に応じ、その内容を審議し、責任の所在を明らかにするとともに、その処理について市長に答申するものとする。

(委員)

第4条 調査会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

(1) 防府市 2人（副市長、保健こども部長）

(2) 防府保健所 1人（所長）

(3) 防府医師会 2人（会長、副会長）

2 委員は、その都度市長が任命し、任期は当該諮問にかかる答申がなされたときに終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 調査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 調査会に専門の事項を調査させるため、必要に応じて臨時委員を選任し、専門部会を置くことができる。

2 臨時委員は、会長が調査会に諮り任命する。

3 臨時委員は、調査会の会議に出席して調査の結果を報告し、かつ意見を述べることができる。

- 4 臨時委員の任期は、当該調査事項に係る調査会の答申がなされたときに終了するものとする。

(諮問)

第7条 市長は、防府医師会会長及び防府保健所所長と協議して必要と認めるときは、第3条の事故について調査会に諮問するものとする。

(招集)

第8条 会長は、前条の規定による市長の諮問があったときは、速やかに調査会を招集し、審議を行うものとする。

- 2 調査会の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の日時、会場及び調査会に付すべき事項をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議)

第9条 調査会の会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 調査会の会議は、委員（臨時委員を除く。以下同じ。）の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査会の会議は、秘密会とし、委員及び調査会に出席した者は、調査審議事項又は会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、保健こども部保険年金課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 記（第 2 条及び第 3 条関係）

契約種別

保健業務関係

- 1 国民健康保険人間ドック利用事業実施契約
- 2 特定健康診査・特定保健指導実施契約

防府市国民健康保険医療等事故調査会（構成者名簿）

団 体 名	職 名	氏 名
防 府 医 師 会	会 長	
	副 会 長	
防 府 保 健 所	所 長	
防 府 市	副 市 長	
	保健こども部長	